

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和7年7月14日（月）午前8時5分頃
- 2 事故発生場所 加古川市平荘町里206番3地先
県道高砂加古川加西線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 県道平荘大久保線から県道高砂加古川加西線へ進入するため右折した市公用車が、市公用車の前方を走行中に横断歩道の前で一時停止した相手方車両に追突し、車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 市側 物的損害 右フロントサイドパネル、右ミラーキャップ
相手方 物的損害 バックドアパネル、右リアランプその他
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和7年10月15日 示談成立日：同年10月15日
- 7 損害賠償の額 376,000円
- 8 その他 市側の損害額：56,837円
- 9 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金376,000円及び市が負担する公用車の修繕費56,837円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方及び市に支払われる。

事故発生状況

事故現場における市車両と相手方を図示してください	
上記図の説明を記入	右折時に相手方車両が横断歩道の自転車通過のため停車したところ、市車両が後方から接触。